

木津川市ツキノワグマ出没時 農業者被害防止対策物品購入費補助金

申請の手引き

令和8年7月

木津川市

問い合わせ先

木津川市建設部農政課

電話番号：0774-75-1220

受付時間：9:00～16:30

(土、日、祝日を除く月曜日から金曜日)

申請書等のダウンロード <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>



農作業時にクマを寄せ付けないこと又はクマ出没時の身体的被害の未然防止を図るため、対策物品の購入費用の一部を補助します。

申請期間 申請は1回のみ

令和8年7月1日(水)～令和8年11月30日(月)まで

予算上限に達した場合は早期終了することがあります。

事業完了後に申請してください。

購入前の申請は不要です。

補助額 補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

補助上限：1万円

補助額の例:対策に要した物品の合計額が15,800円の場合、
補助額は7,000円（千円未満切り捨て）

対策に要した物品の合計額が25,000円の場合、
補助額は10,000円（上限額）

申請方法 農政課窓口へ持参又は郵送

【ご注意下さい】

- ・ 令和8年11月30日（月）消印有効です。
- ・ 郵送申請による場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で行ってください。
- ・ 封筒には必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。

申請書類提出先

【郵送申請の場合】

【窓口申請の場合】

（あて先）

木津川市役所3階

農政課窓口（4番窓口）

〒619-0286

木津川市木津南垣外110-9

木津川市建設部農政課 宛て



- ・ 本補助金の事業対象期間は、令和8年4月1日～令和8年11月30日までです。
- ・ WEBからの申請は、本補助金事業では対応しておりませんので、ご注意ください。
- ・ 当該補助金の申請にあたっての郵送料は、申請者負担です。
- ・ 必要書類についてはP8～P13をご確認ください。

補助対象となる物品

クマ撃退スプレー

クマ除け鈴

クマ除けホーン
ホイッスル

爆 竹

携帯用ラジオ

その他

被害防止対策に資すると認められるもの
(詳しくは事前にお問い合わせください)

× 対象外となる費用 ×



- 自分でクマ被害防止対策物品の制作等を行った場合の制作費相当額
- 上記に掲げる物品の付属品のみを購入する費用
- 対策物品の処分または修繕に要する費用
- 送料等その他これに類する費用

補助対象者は次のとおりです

次の①から④の全てに該当する農業経営を行っている生産者

- ① 令和8年7月1日時点、木津川市内に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人
- ② 令和7年分の確定申告又は令和8年度市民税・府民税申告、法人の場合は直近の事業年度に係る法人税確定申告（以下、「確定申告等」という。）において農業に係る販売金額が、30万円以上の者又は確定申告等の必要が無い方で30万円以上の販売金額を証明できる方
- ③ 今後も農業経営を継続する意思がある方
- ④ 市税に未納や滞納のない方

✕ 補助対象外となる要件 ✕

次のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付対象外となります。



- ・既に交付を受けた者
- ・木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）と認められる者
- ・暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- ・上記のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

申請要件を確認する

(個人(個人事業主)の場合)

●確定申告等の必要がないため、領収書等で販売金額を確認する場合

領 収 書	
	令和7年6月10日
木津川農政農園 様	
¥300,000-	
但 〇月〇日納品 キャベツ代として 上記正に領収いたしました。	
住所 木津川市木津南垣外110-9 氏名 木津川商店 ㊞ 電話 0774-75-1220	

- ※領収書、納品伝票等の領収金額で確認します。
領収書等は、以下の内容が記載されているものに
限ります。
- ・領収日（納品伝票の場合は納品日など）
 - ・宛名
 - ・金額及び内容
 - ・発行者の住所、氏名、連絡先及び領収印
（納品伝票の場合は受領者のサインなど）

●確定申告書別表1及び法人事業概況説明書で確認します。

① 法人事業概況説明書の1事業内容の欄が農業に関する事業内容になっているか確認してください。

② 10主要科目の売上（収入）高の金額が「300,000」以上であれば対象です。

③ ②の場合で、上記のうち兼業売上（収入）高に金額の記載がある場合は、裏面12事業形態（1）兼業の状況欄の兼業割合等を確認し割合に応じて案分するなどし、調整します。

木津川市ツキノワグマ出没時農業者被害防止対策物品購入補助金の交付を申請するにあたり以下の全てに対して誓約及び同意していただきます（申請書面で必ず確認ください）

【誓約事項】

- ・ 交付対象者の要件を全て満たしていること
- ・ 転売目的で購入したものではないこと

【同意事項】

- ・ 市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意すること
- ・ 不正受給などが判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること



申請後に書類不備や確認事項がある場合は、農政課からご連絡することがあります。追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

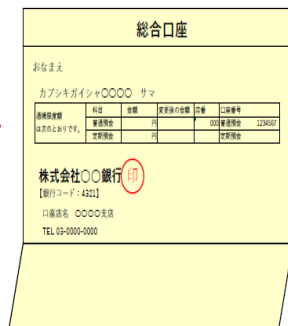
(個人(個人事業主)の場合)

② 通帳の写し

(通帳の表面)



(通帳を開いた1・2ページ目)



銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。

また、電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

(電子通帳の場合は、画像の写し)



【ご注意ください】

画像が、不鮮明な場合や、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、補助金のお支払いができません。

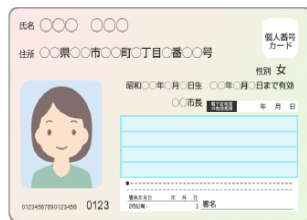
(個人(個人事業主)の場合)

③ 本人確認書類

① 運転免許証 (両面)



② 個人番号カード (表面)



③ 住民基本台帳カード (表面)



④ 在留カード等 (両面)



⑤ パスポート (顔写真が掲載されているページ)



本人確認書類は、次のいずれかの写しを住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ① 運転免許証 (両面)
(返納している場合は、運転経歴証明書でも可。)
- ② 個人番号カード (表面のみ)
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード (表面のみ)
- ④ 在留カード、特別永住者証明書
- ⑤ パスポート (顔写真が掲載されているページ)

※いずれの場合も申請時点で有効なものに限ります。

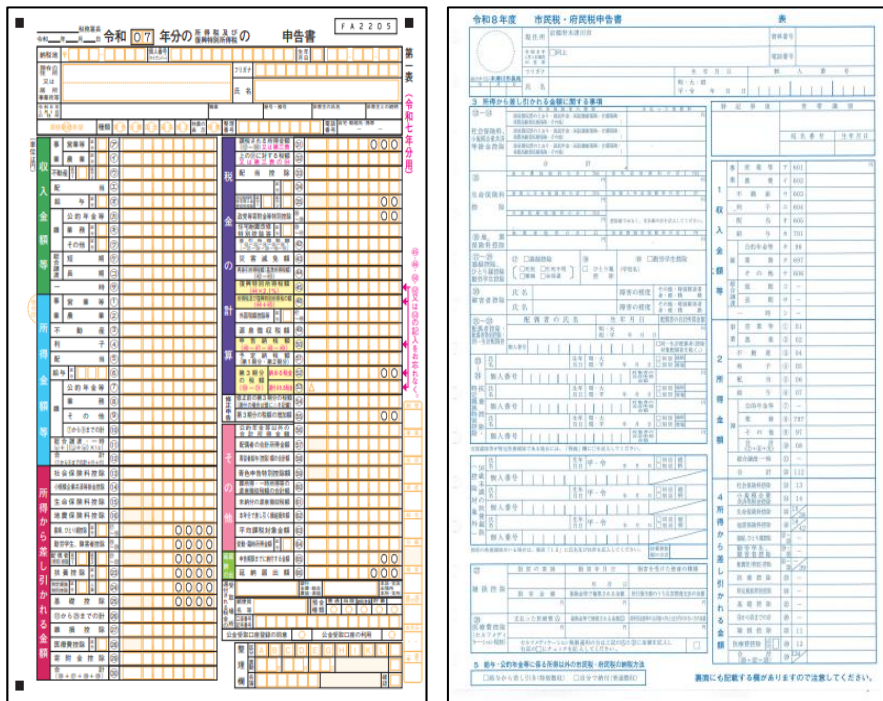
なお、①から⑤を保有していない場合は、お問い合わせください。

※①から⑤の確認書類がない場合は、お問い合わせください。

(個人(個人事業主)の場合)

④ 農業に係る販売金額が確認できる書類

■確定申告書第一表の写し又は市民税府民税申告書の写し



■領収書等の写し



1. 確定申告等で販売金額を確認する場合は次のいずれかの書類

- ・ 令和7年分の確定申告書第一表の写し
- ・ 令和8年度市民税・府民税申告書の写し

2. 確定申告等を行っていない場合は、領収書等の書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 納品伝票の写し
- ・ 販売伝票の写し など

領収書等については、以下の内容が記載されているものに限りです。

- ・ 領収日(納品伝票の場合は納品日など)
- ・ 宛名
- ・ 金額及び内容
- ・ 発行者の住所、氏名、連絡先及び領収印(納品伝票の場合は受領者のサインなど)

(表)

別記様式第1号 (第6条関係)

① 年 月 日

木津川市長 宛て

申請者

郵便番号 〒

② 住 所

氏 名

電話番号

ツキノワグマ出没時農業者被害防止対策物品購入費補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

木津川市ツキノワグマ出没時農業者被害防止対策物品購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

対 策 物 品 <small>※該当する内容の□に✓を入れてください</small>	<input type="checkbox"/> クマ撃退スプレー <input type="checkbox"/> クマ除け鈴 <input type="checkbox"/> クマ除けホーン <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 爆竹 <input type="checkbox"/> 携帯用ラジオ <input type="checkbox"/> その他 ()			③
補 助 対 象 経 費	円 (税込み)			④
補助金申請・請求額 (上限: 10,000 円)	円 (補助対象経費×1/2、千円未満切捨て)			
振 込 先	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合	本店・支店 出張所	⑤
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

(裏)

以下の内容を確認し、□に✓を記入してください。

誓約書兼同意書
<p>【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 木津川市ツキノワグマ出没時農業者被害防止対策物品購入費補助金交付要綱第3条に定める要件を満たしています。</p> <p><input type="checkbox"/> 対策物品は、転売を目的として購入したものではありません。</p>
<p>【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 市が私の住民登録及び私の市税の納付状況について、交付申請等の審査のために必要な限度において調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 同要綱第11条に定める要件に該当した場合は、補助金を返還します。</p>
添付書類
<p>【確認事項】 次の事項を確認し、添付書類として提出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告等または農産物販売金額が確認できる書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 個人にあつては住所、氏名等が確認できる本人確認書類の写し 法人にあつては履歴事項全部証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書その他支払を証する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 購入した対策物品の内容が確認できる書類又は写真</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</p>

⑥

※本書は請求書を兼ねるため、申請者本人が全ての欄を自署により記入してください。

- ① 申請年月日を記載してください
- ② 住所等の申請者情報を記載してください
- ③ 該当する対策物品に✓をつけてください
- ④ 申請内容を確認し、記載してください
- ⑤ 通帳等を確認し、間違いが無いように記載してください
- ⑥ 内容を確認し、□に✓を記入してください

【証憑貼付欄】

領 収 書

令和7年6月10日

木津川農政農園 様

¥6,824-

但 ○月○日 納品 スプレー代として
上記正に領収いたしました。

住所 木津川市木津南垣外110-9
氏名 木津川商店 ㊤
電話 0774-75-1220



■領収書等貼付け台紙はホームページからダウンロードしてください。

証憑貼付欄には以下の書類をのり付けしてください。

※剥がれ落ちないようにしっかり貼り付けてください

【貼付書類】

1. 購入した対策物品の領収書(原本/コピー不可)、
その他支払いを証する書類
2. 購入した対策物品の内容が確認できる書類又は写真

【ご注意ください】

◆P5.4-②に記載している領収書(農産物販売金額の確認書類)とは異なります。

ツキノワグマ被害防止対策の為に購入した物品の領収書等を貼り付けてください。

8 よくあるご質問について

Q 1 補助対象物品が複数ありますが、本補助金は合算して申請は可能ですか。

A 1 はい。申請前であれば、対象期間内に購入し、支払いが完了していれば、合算可能です。

Q 2 経営農地は木津川市ですが、住んでいる所は別の市町村です。申請は可能でしょうか。

A 2 いいえ。本補助金の対象者は、令和8年7月1日時点で木津川市内に住所を有する個人又は法人となり、運転免許証等により確認することとなっております。
ご質問の場合では、住所地が他の市町村のため、本補助金の対象には該当しません。

Q 3 親子で農業経営をしていますが、それぞれ別人格として確定申告をしています。その場合は、親子それぞれで補助金を申請できるのでしょうか。

A 3 はい。それぞれで確定申告をしているのであれば、それぞれで補助金を申請することは、可能です。

Q 4 申請は先着順ですか。

A 4 申請受付順に審査し、予算の範囲内で交付決定します。予算額に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了する場合があります。

Q 5 振込先口座がネット口座であり、通帳やキャッシュカードがない場合は、何を提出すればいいですか。

A 5 電子通帳や当座口座など、紙媒体の通帳やキャッシュカードがない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

Q 6 6月に木津川市に転入してきましたが、運転免許証に記載されている住所が前住所となっています。運転免許証以外にも何か証明できる書類は必要ですか。

A 6 運転免許証の住所変更手続きを行っていただくか住民票など住所がわかる書類を別途ご提出ください。

